

証券コード 4365
2026年6月8日

株 主 各 位

大阪府八尾市澁川町2丁目1番3号
松本油脂製薬株式会社
代表取締役社長 木村直樹

第88回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のお引立を賜り有難く厚くお礼申し上げます。

さて、当社第88回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.mtmtys.co.jp>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。)

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

(上記の東証のウェブサイトにてアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「松本油脂製薬」又は「コード」に当社証券コード「4365」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。)

書面により議決権を行使される場合は、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年6月24日(水曜日)午後5時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前11時
2. 場 所 大阪府八尾市渋川町2丁目1番3号
本社 第二研究ビル2階会議室
(後記の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第88期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第88期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 当社株券等の大量買付行為への対応策（買収への対応方針）の継続の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要」「株式会社の支配に関する基本方針」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。

株主総会にご出席の株主様への「お土産」及び「食事会」は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

第 88 期 事 業 報 告

[2025年4月1日から
2026年3月31日まで]

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善する中、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、物価上昇の継続、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスク、中東情勢の地政学リスクの高まりによる原材料・エネルギー価格の高騰、金融資本市場の変動など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループとしましては、世界的な経済環境の不安定さと変動リスクの長期化を踏まえ、引き続き高品質で価格競争力のある製品の開発を行うとともに、新規顧客・用途開拓活動の推進により収益の維持・向上を進めているところであります。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高41,069百万円(前年同期比 4.8%減)、営業利益8,160百万円(前年同期比12.1%減)、経常利益10,815百万円(前年同期比11.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益8,037百万円(前年同期比17.7%増)となりました。

部門別の業績は、次のとおりであります。

- ① 界面活性剤部門における当連結会計年度の売上高は27,727百万円（前年同期比4.8%減）、営業利益は5,597百万円（前年同期比12.0%減）となりました。

陰イオン界面活性剤の分野につきましては、海外向けは総じて低調でした。国内繊維向けも好調であったユニフォームの生産が一段落し、自動車産業向けも一部減少したため、前年をやや下回る結果になりました。この結果、外部顧客に対する売上高は3,584百万円（前年同期比4.4%減）となりました。

非イオン界面活性剤の分野につきましては、海外向けは総じて低調でした。国内繊維向けはユーザーの生産体制再編もあり、全体的に縮小傾向となり、トイレットリー向けも低調に推移しました。この結果、外部顧客に対する売上高は23,268百万円（前年同期比5.2%減）となりました。

陽・両性イオン界面活性剤の分野につきましては、国内繊維向けや家庭用洗剤向け及び海外向けは堅調に推移しました。この結果、外部顧客に対する売上高は875百万円（前年同期比7.0%増）となりました。

- ② その他部門における当連結会計年度の売上高は13,341百万円（前年同期比4.8%減）、営業利益は2,563百万円（前年同期比12.3%減）となりました。

高分子・無機製品等の分野につきましては、海外向けは総じて低調でした。国内繊維向けもユーザーの廃業や衣料用途の低迷で前年を下回りました。また、非繊維工業関連についても自動車部品、香粧品分野等の低調が続き、前年同期を下回る販売となりました。この結果、外部顧客に対する売上高は13,341百万円（前年同期比4.8%減）となりました。

2. 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、原材料価格やエネルギーコストの高騰、中東情勢をはじめとする地政学リスク、不安定な為替変動等、不透明要因が多く、今後も厳しい状況が続くものと予想されます。

このような状況下、当社グループといたしましては、今後も引き続き経営基盤の強化に取り組んでまいります。また、競争力のある新製品の開発、販路の拡大、品質管理体制・安定供給体制の維持、並びに社内の合理化に全社一丸となって取り組み、業績の拡充と収益率の向上に努める所存でございます。

ここ数年、生産設備の増強に努めてまいりましたが、その有効活用と既存設備の見直しを引き続き展開してまいりたいと考えております。

また研究開発につきましては、付加価値のより高い新素材・新用途の開発を行っておりますが、今後とも社会情勢の変化に対応すべく適材適所で機動的に事業の運営を図ってまいりたいと考えております。

株主各位におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

3. 設備投資及び資金調達の状況

- (1) 当連結会計年度の設備投資総額は327百万円でありましたが、その主なものは本社工場及び静岡工場における生産設備の更新、増設であります。
- (2) 上記の設備投資資金は、いずれも自己資金によってまかなっております。

4. 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 85 期	第 86 期	第 87 期	第88期
	[2022年4月1日から 2023年3月31日まで]	[2023年4月1日から 2024年3月31日まで]	[2024年4月1日から 2025年3月31日まで]	(当連結会計年度) [2025年4月1日から 2026年3月31日まで]
売 上 高	39,627	41,526	43,131	41,069
経 常 利 益	9,472	10,733	9,677	10,815
親会社株主に帰属する当期純利益	7,247	7,504	6,830	8,037
1株当たり当期純利益	2,259円37銭	2,586円38銭	2,354円19銭	2,770円53銭
純 資 産	66,470	75,337	81,367	91,267
総 資 産	79,190	89,512	95,189	105,916

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

5. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 子会社等の状況

当連結会計年度の連結対象は株式会社マツモトユシ・インドネシア、立松化工股份有限公司で、当社の出資比率はそれぞれ65%と55%、主要な事業内容はいずれも界面活性剤・合成糊剤製造販売であります。持分法適用会社は日本クエーカー・ケミカル株式会社1社であります。

(2) 当連結会計年度の末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(3) その他

松本興産株式会社の当社に対する出資比率は23.50%であり、当社は同社の関連会社であります。

6. 主要な事業内容

品 目		用 途	主 要 製 品
界 面 活 性 剤 部 門	陰イオン界面活性剤	織 維 工 業 農 業 工 業 ゴ ム 工 業 洗 剤 工 業	化合繊紡糸紡績油剤、チーズ用柔軟平滑剤 農業防疫用乳化剤 防着、離型剤 洗浄剤
	非イオン界面活性剤	織 維 工 業 鉄 鋼 金 属 工 業 製 缶 工 業 樹 脂 工 業 香 粧 品 工 業 公 害 防 止 産 業	化合繊紡糸紡績油剤、コーニングオイル、フィラメント 織布用経糸油剤、精練洗浄剤、染色助剤 圧延油、作動油、金属洗浄剤 成型用油剤 合成樹脂用練込帯電防止剤 乳化剤 流出油処理剤
	陽・両性イオン界面活性剤	織 維 工 業 樹 脂 工 業 香 粧 品 工 業	柔軟仕上剤、チーズ用柔軟平滑剤、永久通気性撥水剤 合成樹脂用帯電防止剤 洗剤原料
そ の 他 部 門	高分子・無機製品	織 維 工 業 建 材 工 業 自 動 車 産 業 印 刷 工 業 香 粧 品 工 業 エレクトロニクス産業	経糸用糊剤、風合改良剤、繊維加工剤 壁材用接着補強剤、軽量化充填剤 軽量化剤 インキ・塗料加工剤 触感向上剤 感熱用薬剤、電池用多孔化剤
	仕 入 商 品	建 材 工 業 織 維 工 業	リシン用基剤樹脂 経糸用糊剤

7. 主要な営業所及び工場

(1) 当 社

営 業 所	大阪営業所	東京営業所
工 場	本社製造部門	静岡製造部（袋井市） 大阪製造部（高石市）

(2) 子会社

工 場	株式会社マツモトユシ・インドネシア インドネシア工場
工 場	立松化工股份有限公司 台湾工場

8. 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
合 計	492名	6名減

II 会社の株式に関する事項

1. 発行済株式総数 2,901,140株（自己株式1,611,511株を除く。）
2. 株 主 数 830名
3. 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
松 本 興 産 株 式 会 社	681,756株	23.50%
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8221-623793	328,488	11.32
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	135,480	4.67
木 村 直 樹	133,247	4.59
鰐 洲 み よ 子	123,438	4.25
有 限 会 社 木 村	107,900	3.72
株 式 会 社 N K	100,000	3.45
木 村 芳 樹	93,328	3.22
ア イ エ フ シ ー 株 式 会 社	81,600	2.81
株 式 会 社 日 本 触 媒	78,800	2.72

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（2026年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	木村直樹	松本興産株式会社代表取締役社長
代表取締役専務	藤井修治	管 理 本 部 長
専務取締役	川原廣治	営 業 本 部 長 兼 輸 出 部 長
取 締 役	橘 興 林	営 業 本 部 副 本 部 長
取 締 役	桂 嘉 宏	松本興産株式会社代表取締役専務営業本部長
取 締 役	辻 卓 史	辻 事 業 サ ポ ー ト 事 務 所 代 表
取 締 役	谷 所 敬	住友ゴム工業株式会社社外取締役 株式会社椿本チェイン社外取締役
常勤監査役	久下修平	
監 査 役	叶 智加羅	叶 法 律 事 務 所 代 表
監 査 役	西 本 清 一	地方独立行政法人京都市産業技術研究所理事長 公益財団法人京都高度技術研究所理事長

- (注) 1. 取締役辻卓史氏、取締役谷所敬氏の両氏は社外取締役であります。
なお、取締役辻卓史氏、取締役谷所敬氏の両氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役叶智加羅氏、監査役西本清一氏の両氏は社外監査役であります。
なお、監査役西本清一氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

4. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会において決議しております。取締役の報酬の決定に際しては、企業価値の持続的な向上を図るため、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役及び監督機能を担う社外取締役の報酬は、いずれも基本報酬のみであり、月額支給の固定報酬制としております。その額につきましては、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の報酬の額は、1991年6月28日開催の第53回定時株主総会において、取締役の年間報酬総額の上限を375百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役の年間報酬総額の上限を75百万円として決議しております。なお、当該定時株主総会終了時点の取締役の員数は9名、監査役の員数は2名となっております。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額につきましては、取締役会決議に基づき、代表取締役社長木村直樹がその具体的内容について委任を受けており、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額であります。当該権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が客観性、公正性、透明性が確保された状態で行使されていることを確認しており、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬等	退職 慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	153百万円 (19百万円)	153百万円 (19百万円)	—	—	7名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	19百万円 (10百万円)	19百万円 (10百万円)	—	—	3名 (2名)
合計	172百万円	172百万円	—	—	10名

(注) 取締役の報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

取締役辻卓史氏は、辻事業サポート事務所の代表であります。当社は、辻事業サポート事務所とは特別の関係はありません。

取締役谷所敬氏は、住友ゴム工業株式会社及び株式会社椿本チエインの社外取締役であります。当社は、これらの企業とは特別の関係はありません。

監査役叶智加羅氏は、叶法律事務所の代表であります。当社は、叶法律事務所との間には法律顧問契約があります。

監査役西本清一氏は、地方独立行政法人京都市産業技術研究所理事長及び公益財団法人京都高度技術研究所理事長であります。当社は、両研究所とは特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における活動状況

イ. 取締役会及び監査役会の出席状況

	取締役会(13回開催)		監査役会(14回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 辻 卓 史	13回	100%	—	—
取締役 谷 所 敬	13回	100%	—	—
監査役 叶 智加羅	12回	92.3%	14回	100%
監査役 西 本 清 一	12回	92.3%	13回	92.9%

ロ. 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・取締役辻卓史氏は、企業経営者として培われた幅広い知識と経験に基づき、取締役会において議案の審査等に関して適宜発言を行っています。
- ・取締役谷所敬氏は、企業経営者として培われた幅広い知識と経験に基づき、取締役会において議案の審査等に関して適宜発言を行っています。
- ・監査役叶智加羅氏は、弁護士としての見識に基づき、取締役会及び監査役会において議案の審査等に関して適宜発言を行っています。
- ・監査役西本清一氏は、化学分野におけるその高度な専門知識と幅広い知見に基づき、取締役会及び監査役会において議案の審査等に関して適宜発言を行っています。

ハ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役辻卓史氏は、長年にわたり会社代表者として経営に携わってこられた実績を有しており、その幅広い知識と経験を活かし、取締役会において客観的な立場から、助言・提言を行っており、取締役会の機能強化及び当社経営の監督に適切な役割を果たしています。
- ・取締役谷所敬氏は、長年にわたり会社代表者として経営に携わってこられた実績を有しており、その幅広い知識と経験を活かし、取締役会において客観的な立場から、助言・提言を行っており、取締役会の機能強化及び当社経営の監督に適切な役割を果たしています。

IV 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

清稜監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20百万円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財務上の利益の合計額	20百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額を検討した結果であります。会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく報酬等の額を含めております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である英文財務諸表作成に関する助言等についての対価を支払っております。

3. 子会社の監査に関する事項

当社の子会社である株式会社マツモトユシ・インドネシア及び立松化工股份有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

なお、監査役会は法令及び基準等が定める会計監査人の独立性及び信頼性その他職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案しまして、再任もしくは不再任の決定をいたします。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	72,714	流 動 負 債	10,899
現金及び預金	33,331	買掛金	7,267
受取手形及び売掛金	9,698	未払金	1,010
電子記録債権	377	未払法人税等	1,988
有価証券	22,001	賞与引当金	343
商品及び製品	3,155	その他	288
仕掛品	918		
原材料及び貯蔵品	1,627	固 定 負 債	3,750
その他	1,610	退職給付に係る負債	623
貸倒引当金	△5	資産除去債務	121
固 定 資 産	33,201	繰延税金負債	2,921
有形固定資産	6,710	その他	84
建物及び構築物	2,501		
機械装置及び運搬具	2,348	負 債 合 計	14,649
土地	1,648	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	47	株 主 資 本	81,767
その他	163	資本金	6,090
無形固定資産	10	資本剰余金	6,612
投資その他の資産	26,481	利益剰余金	81,200
投資有価証券	25,464	自己株式	△12,136
繰延税金資産	7	その他の包括利益累計額	7,464
保険積立金	688	その他有価証券 評価差額金	7,146
その他	325	為替換算調整勘定	61
貸倒引当金	△4	退職給付に係る 調整累計額	256
		非支配株主持分	2,035
		純 資 産 合 計	91,267
資 産 合 計	105,916	負債及び純資産合計	105,916

連結損益計算書

〔 2025年4月1日から
2026年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	内 訳 金 額	金 額
売 上 高		41,069
売 上 原 価		28,675
売 上 総 利 益		12,393
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,232
営 業 利 益		8,160
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	374	
受 取 配 当 金	436	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	160	
為 替 差 益	1,226	
雑 収 入	492	2,689
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
雑 損 失	34	35
経 常 利 益		10,815
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	674	674
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	5	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	41	47
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		11,442
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,357	
法 人 税 等 調 整 額	△24	3,333
当 期 純 利 益		8,109
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		71
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		8,037

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	69,158	流 動 負 債	10,735
現金及び預金	30,609	買掛金	7,170
受取手形	228	買掛引当金	2
電子記録簿	377	未払消費税等	840
有価証券	9,209	未払法人税等	114
商品及び製品	22,001	未払法費用	24
仕掛材	2,943	未払受当金	1,973
原貯蔵品	869	前受引当金	6
仮払費用	1,226	その他	88
前払費用	125	固定負債	3,832
未預けの金	0	退職給付引当金	974
その他	239	預り保証金	66
固 定 資 産	1,302	長期未払債	2
有形固定資産	5,268	長期リース債	8
建物	1,495	資産除去債	121
構築物	903	繰延税金負債	2,660
機械装置	2,170	負債合計	14,568
車両運搬具	5	純資産の部	
工具、器具及び備品	142	株 主 資 本	79,088
土地	492	資 本 金	6,090
建物	10	資 本 剰 余 金	6,518
無形固定資産	47	資本準備金	737
電話加入権	7	その他資本剰余金	5,780
ソフトウェア	2	利 益 剰 余 金	78,616
投資その他の資産	10	利益準備金	785
投資有価証券	26,366	その他利益剰余金	77,831
関係会社株	24,496	退職給与積立金	300
長期貸付金	864	別途積立金	24,800
敷金及び保証金	286	繰越利益剰余金	52,731
保険積立金	18	自 己 株 式	△12,136
長期前払費用	688	評価・換算差額等	7,146
その他	1	その他有価証券	
貸倒引当金	13	評価差額金	7,146
資産合計	△4	純資産合計	86,235
	100,803	負債及び純資産合計	100,803

損 益 計 算 書

〔 2025年4月1日から
2026年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	内 訳 金 額	金 額
売 上 高		39,117
売 上 原 価		27,192
売 上 総 利 益		11,925
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,954
営 業 利 益		7,970
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	338	
受 取 配 当 金	580	
為 替 差 益	1,229	
雑 収 入	492	2,642
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
雑 損 失	34	34
経 常 利 益		10,578
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	674	674
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	5	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	41	47
税 引 前 当 期 純 利 益		11,206
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,304	
法 人 税 等 調 整 額	△22	3,282
当 期 純 利 益		7,924

独立監査人の監査報告書

2026年5月9日

松本油脂製薬株式会社

取締役会 御中

清 稜 監 査 法 人
大 阪 事 務 所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 加 賀 谷 剛
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 山 本 啓 介
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、松本油脂製薬株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、松本油脂製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年5月9日

松本油脂製菓株式会社

取締役会 御中

清 稜 監 査 法 人
大 阪 事 務 所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 加 賀 谷 剛
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 山 本 啓 介
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、松本油脂製菓株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第88事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月18日

松本油脂製薬株式会社 監査役会
常勤監査役 久下 修平 ㊟
監査役 叶 智加羅 ㊟
監査役 西本 清一 ㊟

(注) 監査役叶智加羅、監査役西本清一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第88期の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の経営環境を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 450円 総額 1,305,513,000円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2026年6月26日

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員(7名)が任期満了となりますので、あらためて、取締役7名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
1	木村直樹 (1948年1月26日生)	<p>1971年4月 株式会社朝日新聞社入社 1975年1月 当社取締役 1978年9月 当社入社 1982年12月 日本クエーカー・ケミカル株式会社取締役(現任) 1986年4月 当社取締役副社長 1992年7月 代表取締役社長(現任) 1999年4月 松本興産株式会社代表取締役社長(現任)</p> <p>重要な兼職の状況 松本興産株式会社代表取締役社長</p> <p>【取締役候補者とした理由】 木村直樹氏は、長年にわたり、当社の経営に携わっており、その豊富な知見とリーダーシップにより、当社の企業価値の向上とガバナンス強化に寄与することができると判断し、取締役候補者となりました。</p>	133,247株
2	藤井修治 (1958年9月25日生)	<p>2008年4月 株式会社三井住友銀行大阪西法人営業部長 2013年6月 株式会社ダスキン取締役 2021年4月 当社管理本部副本部長 2022年6月 取締役管理本部副本部長 2023年6月 常務取締役管理本部副本部長 2024年6月 代表取締役専務管理本部長(現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 藤井修治氏は、長年にわたる金融機関での勤務経験で培われた豊富な経験と、経営管理に関する高い見識を有しております。その経験と知見を活かし、当社の経営の重要事項の意思決定や業務執行の役割を期待し、取締役候補者となりました。</p>	400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
3	かわはらこうじ 川原 廣治 (1961年2月3日生)	<p>2010年6月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現：株式会社三菱UFJ銀行）執行役員</p> <p>2011年6月 三菱UFJニコス株式会社常務執行役員</p> <p>2015年6月 NTN株式会社社外監査役</p> <p>2019年6月 同社社外取締役</p> <p>2023年6月 当社社外監査役</p> <p>2024年6月 常務取締役営業本部長兼輸出部長</p> <p>2025年5月 専務取締役営業本部長兼輸出部長</p> <p>2026年4月 代表取締役専務営業本部長兼輸出部長（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 川原廣治氏は、長年にわたる金融機関における法人営業経験や、財務・会計に関する豊富な見識を有しております。その経験と知見を活かし、当社の経営の重要事項の意思決定や業務執行の役割を期待し、取締役候補者となりました。</p>	300株
4	たちばなこうりん 橘 興林 (1965年1月3日生)	<p>2011年6月 当社輸出部副部長</p> <p>2018年6月 取締役営業本部副本部長（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 橘興林氏は、当社の海外事業において長年にわたる豊富な営業実績と経験・知識を持ち、加えて幅広い顧客との人脈を有しております。その経験と知見を活かし、当社の経営の重要事項の意思決定や業務執行の役割を期待し、取締役候補者となりました。</p>	400株
5	かつらよしひろ 桂 嘉宏 (1953年4月2日生)	<p>2002年4月 株式会社三井住友銀行南大阪ブロック部長</p> <p>2013年12月 ホウライ株式会社取締役兼執行役員大阪支店長兼営業第一部長</p> <p>2019年5月 松本興産株式会社常務取締役営業本部長</p> <p>2020年6月 同社専務取締役営業本部長</p> <p>2024年6月 当社取締役（現任）</p> <p>2026年3月 松本興産株式会社代表取締役専務営業本部長（現任）</p> <p>重要な兼職の状況 松本興産株式会社代表取締役専務営業本部長</p> <p>【取締役候補者とした理由】 桂嘉宏氏は、金融機関等において業務執行者として長年企業経営に携わるなど、豊富な経験と卓越した知見を有しております。その経験と知見を活かし、当社の経営の重要事項の意思決定や経営基盤強化の役割を期待し、取締役候補者となりました。</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
6	辻卓史 (1942年10月3日生)	<p>1966年4月 宇部興産株式会社（現：UBE株式会社）入社</p> <p>1983年10月 鴻池運輸株式会社入社常任顧問</p> <p>1983年12月 同社専務取締役</p> <p>1987年12月 同社代表取締役副社長</p> <p>1989年12月 同社代表取締役社長</p> <p>2000年6月 同社代表取締役会長</p> <p>2017年6月 同社取締役会長</p> <p>2021年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>2021年7月 辻事業サポート事務所開設（現在にいたる）</p> <p>重要な兼職の状況 辻事業サポート事務所代表</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 辻卓史氏は、長年にわたり会社代表者として経営に携わってこられた実績を有しております。企業経営者としての幅広い知識と経験を当社経営の監督に活かしていただくことで、取締役会のさらなる機能強化を図ることを期待し、引き続き社外取締役候補者いたしました。</p>	400株
7	谷所敬 (1949年2月26日生)	<p>1973年4月 日立造船株式会社（現：カナデビア株式会社）入社</p> <p>2013年4月 同社代表取締役取締役社長兼CEO</p> <p>2016年4月 同社代表取締役取締役社長兼CEO</p> <p>2017年4月 同社代表取締役取締役会長兼取締役社長</p> <p>2020年4月 同社代表取締役取締役会長兼CEO</p> <p>2022年4月 同社代表取締役取締役会長</p> <p>2023年4月 同社取締役相談役</p> <p>2023年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>重要な兼職の状況 住友ゴム工業株式会社社外取締役 株式会社樺本チエイン社外取締役</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 谷所敬氏は、長年にわたり会社代表者として経営に携わってこられた実績を有しております。企業経営者としての幅広い知識と経験を当社経営の監督に活かしていただくことで、取締役会のさらなる機能強化を図ることを期待し、引き続き社外取締役候補者いたしました。</p>	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 辻卓史氏、谷所敬氏は、社外取締役候補者であります。なお、辻卓史氏、谷所敬氏の両氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
3. 辻卓史氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって5年であります。
4. 谷所敬氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年であります。

5. 当社は、辻卓史氏、谷所敬氏との間で会社法第423条第1項の損害責任を限定する限定契約を締結しており、両氏が再任された際には、法令が規定する限度額に責任を限定する旨の本契約を継続する予定であります。
6. 当社は、取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に係わる請求による損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が原案どおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社で負担しております。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役久下修平氏と叶智加羅氏の両氏は任期満了となりますので、あらためて、監査役2名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位	所有する当社の株式の数
1	やまね しんいちろう 山根 紳一郎 (1958年1月26日生)	2008年6月 当社特許管理部長 2013年4月 研究本部副本部長兼特許管理部長 2013年6月 取締役研究本部副本部長兼特許管理部長 2014年5月 取締役研究本部長兼特許管理部長 2015年4月 常務取締役研究本部長兼研究管理部長 2016年4月 常務取締役研究本部長兼第三研究部長 2016年10月 専務取締役研究本部長兼第三研究部長 2017年11月 専務取締役技術生産本部副本部長兼第一研究部長兼第二研究部長 2018年6月 監査役 2021年6月 顧問(現任) 【監査役候補者とした理由】 山根紳一郎氏は、当社での知財部門及び研究部門を中心とする豊富な業務経験を有しており、その経験と知見を活かし、当社の経営全般に対する監督やチェック機能を果たしていただくため、監査役候補者となりました。	400株
2	かのう ちから 叶 智加羅 (1947年8月5日生)	1970年4月 住友化学株式会社入社 1977年4月 大阪弁護士会登録 1980年4月 小原・叶法律特許事務所開設 1994年6月 叶法律事務所開設(現在にいたる) 2006年6月 当社社外監査役(現任) 重要な兼職の状況 叶法律事務所代表 【社外監査役候補者とした理由】 叶智加羅氏は、弁護士を現任されており、法曹としての知識と経験を、当社経営の監査に反映していただくため、社外監査役候補者となりました。	0株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。叶智加羅氏が代表を務める叶法律事務所と当社との間には法律顧問契約があります。

2. 叶智加羅氏は、社外監査役候補者であります。

3. 叶智加羅氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって20年であります。

4. 監査役との責任限定契約について

当社は、叶智加羅氏との間で会社法第423条第1項の損害責任を限定する限定契約を締結しており、叶智加羅氏が再任された際には、法令が規定する限度額に責任を限定する旨の本契約を継続する予定であります。また、山根紳一郎氏が選任された際には、同氏との間で同契約を締結する予定であります。

5. 当社は、監査役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に係わる請求による損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が原案どおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社で負担しております。

第4号議案 当社株券等の大量買付行為への対応策（買収への対応方針）の継続の件

当社は、2008年6月26日開催の当社第70回定時株主総会において、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）を導入し、その後、2011年6月29日開催の当社第73回定時株主総会（以下「第73回定時株主総会」といいます。）、2014年6月27日開催の当社第76回定時株主総会（以下「第76回定時株主総会」といいます。）、2017年6月29日開催の当社第79回定時株主総会（以下「第79回定時株主総会」といいます。）、2020年6月26日開催の当社第82回定時株主総会（以下「第82回定時株主総会」といいます。）、及び2023年6月28日開催の当社第85回定時株主総会（以下「第85回定時株主総会」といいます。）において、それぞれ株主の皆様のご承認に基づき一部変更の上当該対応策を継続いたしました（以下、第85回定時株主総会における一部変更後の当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）を「本プラン」といいます。）、本プランの有効期間は、本総会の終了の時までとなっております。

当社は、本プランの継続後も、社会・経済情勢の変化、経済産業省から2023年8月31日付で公表された「企業買収における行動指針」をはじめとする買収への対応方針に関する議論等の動向を踏まえ、当社の企業価値の向上ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上のための当社の取り組みについて引き続き検討を行ってまいりましたが、2026年5月18日開催の当社取締役会において、本総会において、株主の皆様のご承認が得られることを効力発生の条件として、本プランを継続することを決議いたしました。

つきましては、本プランの継続について、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

本総会において、本プランの継続についてご承認いただいた場合の本プランの有効期間は、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終了の時までとします。

なお、本プランの継続にあたり、近時の買収への対応方針に関する裁判例や実務動向等を鑑み、本プランの対象となる当社株式の買付行為の範囲の見直し、文言の整理など、一部見直しをしております。

また、2026年5月18日開催の当社取締役会においては、社外監査役を含む当社監査役3名全員が、本プランの運用が適切に行われることを条件に、本プランの内容に賛同する旨の意見を述べております。

記

1 本プラン継続の目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）に沿って継続されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない株券等の大量の買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。このような不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するべく、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する株券等の大量の買付けを抑止するためには、大量の買付けを行う者に対して当該買付行為が当社の企業価値ひ

いては株主の皆様のご共同の利益に及ぼす影響を適切に判断する必要かつ十分な情報を提供するように求めること、大量の買付行為を行う者が提案する事業及び経営方針が当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益に与える影響を当社取締役会が評価・検討して株主の皆様のご判断の参考に供すること、当社取締役会が当社の事業及び経営の方針等について当該買付けを行う者との間で交渉・協議を行い、当社取締役会としての事業及び経営の方針等に関する代替案を株主の皆様にご提示するというプロセスを確保するとともに、場合によっては、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益に対して回復し難い損害をもたらすことを防止するため、株券等の大量の買付行為に対する対抗措置を発動することが、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益の確保・向上に資するものであると考えております。

なお、2026年3月31日現在において、当社の把握する限り、当社の役員及びその関係者によって当社の発行済株式総数の約23%（議決権割合においては36%）が保有されておりますが、当社の株主の分布状況は広範囲にわたっております。また、当社は上場会社であることから、株主及び投資家の皆様のご自由な意思に基づく取引等により当社株券等が転々譲渡されることは勿論のこと、各々の事情に基づき、今後、当社株券等について譲渡その他の処分が行われる可能性も否定できません。これらの事由に鑑みると、当社の役員及びその関係者の保有比率が低下し、株式の流動性がさらに増大する可能性も否定できません。その結果、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益に反する株券等の大量の買付けがなされる可能性が存することになります。

以上のことから、当社は、当社株券等に対する大量の買付けが一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益の確保・向上に資すると考え、株券等の大量の買付けの提案がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大量買付ルール」といいます。）を設定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって大量の買付けがなされた場合に、それらの者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、対抗措置の発動手続等を定めた本プランを、一部見直しの上、継続することといたしました。

なお、2026年3月31日現在における当社大株主の株式保有状況は参考資料1「当社大株主の株式保有状況」記載のとおりです。

また、当社は現時点において当社株券等の大量の買付け行為に係わる提案を受けておりません。

2 本プランの概要

本プランは、

- ① 当社株券等（注1）の特定株式保有者等（注2）の議決権割合（注3）を20%以上とする当社株券等の買付行為、
- ② 又は結果として特定株式保有者等の議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為、
- ③ これら①もしくは②の各行為を行うか否かにかかわらず、特定株式保有者等が当社の株券等の他の保有者（複数である場合を含みます。以下本③において同じ。）との間で行う行為であり、かつ、(i)当該行為の結果として当該他の保有者が当該特定株式保有者等の共同保有者に該当するに至るような合意

その他の行為、又は(ii)当該特定株式保有者等と当該他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係(以下「支配・共同協調関係」といいます。)(注4)を樹立するあらゆる行為(注5)(ただし、当社株券等につき当該特定株式保有者等と当該他の保有者の議決権割合の合計が20%以上となるような場合に限り)又は

④ これら①ないし③の提案行為(注6)

(①ないし④のいずれについても当社取締役会が予め同意したものを除き、また、買付行為については市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何は問わないものとします。以下、①ないし④の各行為を「大量買付行為」といい、大量買付行為を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行う又は行おうとする者を「大量買付者」といいます。)について、これに応じるか否かを株主の皆様適切に判断していただくための必要十分な情報及び時間を確保するために、当社取締役会が、大量買付者に対して、事前に大量買付情報(下記3(1)「大量買付者に対する情報提供の要請」において定義します。)の提供を求め、当該大量買付行為についての評価、検討、大量買付者との買付条件等に関する交渉又は株主の皆様への代替案の提案等を行うとともに、独立委員会(独立委員会の詳細については下記3(3)「独立委員会の勧告」をご参照ください。)の勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に対して、新株予約権の無償割当てその他当該時点において相当と認められる対抗措置を発動するための大量買付ルールを定めております。

また、本プランにおいては、当社取締役会が、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様意思を直接確認することが実務上適切と判断する場合又は独立委員会が株主総会を開催すべき旨の勧告を行った場合には、対抗措置の発動にあたり、株主総会を開催し、対抗措置発動の是非の判断を株主の皆様意思に委ねることとしております。

大量買付者は、大量買付ルールに従って、当社取締役会又は株主総会において、対抗措置の発動の是非に関する決議が行われるまでは、大量買付行為を開始することができないものとします。

なお、本プランの手の流れについては、参考資料2をご参照ください。

注1：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

注2：特定株式保有者等とは、

(i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認められた者を含みます。以下同様とします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認められた者を含みます。以下同様とします。)

(ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます)

す。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者及び当社取締役会がこれに該当すると認めたる者をいいます。)

(iii) 上記(i)又は(ii)の者の関係者(これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利益を共通している者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めたる者をいいます。以下同様とします。)、並びに、

(iv) 上記(i)から(iii)までに該当する者から、直接又は間接に、市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引(ToSTNeT-1)により当社の株券等を譲り受けた者

を意味します。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

注3：議決権割合とは、議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済全株式数(議決権のある株式に限る。)から、有価証券報告書又は半期報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の単元未満株式数及び有価証券報告書、半期報告書又は自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の保有自己株式数(単元未満株式数を除く。)を減じた株式数(単元未満株式数を除く。)を、1単元の株式数で除した数とします。

注4：支配・共同協関係が樹立されたか否かの判定は、支配・共同協調行為等認定基準(参考資料3。ただし、独立委員会は、法令の改正又は裁判例の動向等に照らして、合理的な範囲内で当該基準を改定できるものとします。)に基づいて行うものとします。

注5：本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が合理的に行うものとします。なお、当社取締役会及び独立委員会は、本文の③所定の要件の該当性の判定に必要な範囲で、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

注6：第三者に対して大量買付行為を勧誘する行為を含みます。

3 大量買付ルールの内容

(1) 大量買付者に対する情報提供の要請

ア 意向表明書の提出

大量買付者が大量買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会に対して、大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先等の大量買付者の基本情報、大量買付者が提案する大量買付行為の概要及び大量買

付ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した買付意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を当社所定の書式により、日本語で提出していただくこととします。

イ 情報提供の要請

当社取締役会は、かかる意向表明書を受領した後10営業日以内に、当社株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために提供していただく情報（以下「大量買付情報」といいます。）のリストを大量買付者に交付し、大量買付者には、速やかに当該リストに記載された情報を当社所定の書式にて、日本語で提供していただくこととします。提供を求める大量買付情報の項目は下記①乃至⑧のとおりです。

当社取締役会は、独立委員会に対する諮問を経て、大量買付者から提供された大量買付情報が、大量買付者が行おうとする大量買付行為の内容等を検討するために不十分であると判断した場合には、大量買付者に対して、適宜回答期限を定めて追加情報を提供するように求めることができるものとします。

また、当社取締役会は、本検討期間（下記(2)「当社取締役会における大量買付行為の検討等」において定義するものとします。）開始後に、大量買付者が、大量買付情報を要求した前提となる大量買付行為の内容を変更した場合には、当該変更後の大量買付行為に係る大量買付情報の提供を求めることができるものとします。

なお、当社取締役会は、意向表明書が提出された事実について適時適切に開示を行うとともに、必要に応じて、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報の全部又は一部について、適時適切に開示を行います。また、当社取締役会は、独立委員会に対し、大量買付者から提供された大量買付情報を提供するものとします。

- ① 大量買付者及びそのグループ（特定株式保有者等、関係者及び組合・ファンドの場合の各組員その他の構成員を含みます。以下同様とします。）の概要（具体的な名称、資本構成及び財務内容等を含みます。）
- ② 大量買付行為の目的、方法及び内容（大量買付行為の種類及び価格、大量買付行為の実施時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性、実行の蓋然性等を含みます。）
- ③ 大量買付行為に際しての第三者との間の意思連絡の有無及び意思連絡がある場合にはその内容
- ④ 買付対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容及びそのうちの株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。）
- ⑤ 買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑥ 大量買付行為後に意図する当社及び当社グループの事業計画を含む経営方針、資本政策、配当政策及び財務政策
- ⑦ 大量買付行為後における顧客、取引先及び当社従業員等その他当社のステークホルダーに対する対応方針
- ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

⑨ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(2) 当社取締役会における大量買付行為の検討等

当社取締役会は、大量買付者から受領した大量買付情報及び当社取締役会が独自に入手した情報等に基づいて、大量買付者による大量買付行為が、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かを評価・検討し、必要に応じて、大量買付者との買付条件等に関する交渉、代替案の提案等を行うとともに、対抗措置の発動の是非を検討することとします。

当社取締役会は、評価・検討にあたって、下記(3)「独立委員会の勧告」記載の独立委員会に対する諮問を行うほか、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとします。

当社取締役会としては、これらの検討期間（以下「本検討期間」といいます。）として、現金のみを対価（円貨）とする公開買付けによる当社株券等の全部買付けの場合は60日間、その他の買付けの場合は90日間を設定し、大量買付者は、本検討期間中に大量買付行為を開始することができないものとし、当社取締役会又は株主総会において対抗措置発動の是非が決定された後のみ、大量買付行為を開始できるものとします。当社取締役会は、本検討期間を開始した場合には、大量買付者に通知するとともに、適時適切に開示を行います。

当社取締役会は、本検討期間が満了する時点においても、なお、大量買付行為の内容についての検討、代替案の提案、大量買付者との交渉等が十分に行われていないと判断した場合には、独立委員会に対する諮問を経て、その決議により、本検討期間を最大30日間延長できるものとします。当社取締役会は、本検討期間の延長の決議を行った場合には、大量買付者に対して、本検討期間を延長する旨及び延長の理由を通知するとともに、適時適切に開示を行います。

(3) 独立委員会の勧告

ア 独立委員会の設置

本プランにおいては、大量買付者に対する対抗措置の発動にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するため、当社取締役会の諮問機関として、当社取締役会から独立した社外者のみから構成される独立委員会を設置し（独立委員会の規則の概要については参考資料4のとおりです。）、その判断を経ることとします。

独立委員会は3名以上の委員で構成されるものとし、その委員は、当社取締役会からの独立性が高い社外監査役及び社外有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含みます。）の中から選任されるものとします。本プラン継続後の独立委員候補者及びその略歴等については参考資料5をご参照ください。

イ 独立委員会による検討等

独立委員会は、当社取締役会から諮問を受けた事項について、本検討期間の範囲内で審議・検討し、当社取締役会に対して、勧告（対抗措置の発動の是非についての勧告のほか、当社取締役会から諮問を受けた事項の実施の是非等についての勧告を含みます。）を行います。

独立委員会は、当社取締役会を通じて受領した大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報に基づいて、審議・検討を行うものとしますが、審議・検討にあたり、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報が不十分であると判断した場合には、当社取締役会を通じて大量買付者に対して、追加情報の提供を求めることができるものとします。

また、独立委員会は、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業価値の評価等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、本検討期間の範囲内で、適宜回答期限を定めた上で、大量買付者の大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。）、その根拠資料、代替案（代替案がある場合のみに限ります。）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等の提供を求めることができるものとします。

さらに、独立委員会は、審議・検討にあたり、必要に応じて、当社の費用負担において、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとします。

当社取締役会は、その判断にあたり、独立委員会の勧告の内容を最大限尊重した上で、決議を行うものとします。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して、勧告を行った後であっても、当該勧告後に大量買付者が、大量買付行為を中止した場合等、勧告の前提となる事実に変更があった場合には、勧告内容の変更又は勧告の撤回等を行うことができるものとします。

4 大量買付行為に対する対抗措置

(1) 対抗措置発動の条件

ア 大量買付ルールが遵守された場合

本プランは、当社の経営に影響力を持ちうる規模の大量買付行為について、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるという観点から、株主の皆様に、大量買付情報をはじめとする大量買付行為を受け入れるか否かの判断のために必要十分な情報、大量買付者との交渉に基づく当社取締役会の評価、意見及び代替案の提案等を受ける機会の提供並びにこれらの検討のために必要十分な時間を保証することを目的として一定の手続を定めているものです。

したがって、大量買付者が、大量買付ルールを遵守した場合には、原則として、対抗措置の発動は行わないものとします。

ただし、大量買付者が、大量買付ルールを遵守している場合であっても、大量買付情報その他大量買付者から受領した情報及び当社取締役会が独自に入手した情報に基づいて、大量買付行為の内容等を検討した結果、当該大量買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められる行為であり、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の決議を行うものとします。ここで、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められる行為である場合とは、具体的には、下記①乃至⑦のいずれかの要件

の一つ又は複数の要件に該当する場合をいうものとします。

- ① 真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、当社株式の株価をつり上げて高値で当社株券等を当社の関係者に引き取らせる目的で大量買付行為を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大量買付者又はそのグループに移譲させる目的で大量買付行為を行っている場合
- ③ 当社の経営を支配した後に当社の資産を大量買付者又はそのグループの債務の担保や弁済原資として流用する予定で大量買付行為を行っている場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で大量買付行為を行っている場合
- ⑤ 最初の買付けで全ての当社株券等の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、株主の皆様が事実上売却を強要する結果となっている場合（いわゆる強圧的二段階買収）
- ⑥ 買付けの条件（買付対価の価格・種類、買付けの時期、買付方法の適法性、買付けの実行の蓋然性、買付け後の経営方針・事業計画並びに買付け後における当社の他の株主及びステークホルダーに対する対応方針等を含みます。）が本源的価値に鑑み不十分又は不適當な買付けの場合
- ⑦ 大量買付者による支配権の取得により、当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な顧客、取引先及び当社従業員その他当社のステークホルダーの利益を含む当社の企業価値が毀損されることに加え、さらに株主の皆様の共同の利益が著しく毀損されるなど、当社の企業価値だけでなく、株主の皆様の共同の利益を著しく害する場合

イ 大量買付ルールが遵守されない場合

大量買付者が、大量買付ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上のために、対抗措置の発動の決議を行うものとします。

ウ 株主総会の開催

上記ア「大量買付ルールが遵守された場合」記載のとおり、大量買付ルールが遵守された場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告の内容を最大限尊重した上で、大量買付行為に対する対抗措置発動の是非を決議することを原則としますが、本プランに従った対抗措置の発動の決議に際して、大量買付者による大量買付行為の内容、時間的猶予等諸般の事情を考慮の上、法令及び当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断する場合又は独立委員会が株主総会を開催すべき旨の勧告を行った場合には、当社取締役会は、株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様の意思を確認することができるも

のとします。当社取締役会は、株主総会の開催を決定した場合、速やかに当該決定を行った事実及びその理由を開示するとともに、実務上可能な限り速やかに株主総会を招集するものとします。

また、当社取締役会は、株主総会が開催された場合、対抗措置の発動に関して、当該株主総会における株主の皆様判断に従うものとし、原則として、出席株主の議決権の過半数の賛同が得られなければ対抗措置の発動をいたしません（注7）。

なお、大量買付者は、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が決議されるまでの間、大量買付行為を開始してはならないものとします。

注7：大量買付行為の目的、方法及び内容並びに大量買付者と一般株主の間における利益相反の可能性を含む諸般の事情を総合的に勘案して、大量買付者及び独立委員会が当該議案との関係で大量買付者と特別の利害関係を有すると認める者を、その承認可決要件の計算から除外して取り扱うことがあります。

(2) 対抗措置の発動及びその内容

当社取締役会は、大量買付者が、大量買付ルールを遵守しない場合又は大量買付ルールを遵守した場合でも当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められる行為であり、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に対して対抗措置を発動するものとします。また、対抗措置の発動に関し、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様意思を確認するために株主総会が開催された場合には、当該株主総会における株主の皆様判断に従って、対抗措置を発動するものとします。

具体的な対抗措置としては、新株予約権の無償割当てその他法令又は当社定款において当社取締役会の権限として認められているものの中から、その時々状況に応じて、適切なものを選択するものとしますが、新株予約権の無償割当てを行う場合の当該新株予約権の概要は参考資料6のとおりです。

なお、当社取締役会は、対抗措置の発動を決定した後であっても、大量買付行為の内容の変更又は撤回等、対抗措置発動の前提となる事実に変化が生じたなどの理由により、当該大量買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかである行為であると認められなくなった場合又は対抗措置を採ることが相当ではないと判断される場合には、独立委員会への諮問を経た上で、対抗措置の発動に係る決議を中止又は撤回することができるものとします。

また、対抗措置の発動に係る決議を中止又は撤回する場合には適時適切に開示を行います。

5 本プランの継続手続、有効期間、廃止及び変更

本プランは、本総会において、本プランの継続に関する議案が承認されることを条件として、継続されるものとします。本プランの継続が承認された場合の有効期間は、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終了の時までとし、本プランの継続については、第91回定時株主総会において株主

の皆様の意思を確認することとします。第91回定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られた場合の有効期間は3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了の時までとし、株主の皆様からのご承認が得られなかった場合、本プランは当該定時株主総会終了の時をもって失効するものとします。その後の本プランの継続についても同様に3年ごとに株主の皆様意思を確認するものとします。

もっとも、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プラン導入及び継続の趣旨に反しない限り、本プランに関する法令、取引所規則等の新設又は改廃が行われたことにより、本プランを修正することが適切な場合又は誤字脱字等の修正・補充等の字句の修正を行うのが適切であり、当社株主の皆様にご不利益を与えない場合等には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社取締役会は、本プランの廃止、修正又は変更がなされた場合には、当該廃止、修正又は変更等の事実及び内容その他の事項について、速やかに開示を行います。

6 本プランに対する当社取締役会の判断及びその理由

(1) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付行為が行われる際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要十分な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大量買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保するための取り組みであり、基本方針に沿うものであります。

(2) 本プランが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員・地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社の株主の皆様のご共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員・地位の維持を目的とするものではないと考えております。

ア 買収への対応方針に関する指針等を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日付で公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則の三原則を完全に充足し、また、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第440条（買収防衛策の導入に係る遵守事項）の趣旨に合致したものです。さらに、本プランは、企業価値研究会が2008年6月30日付で公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、経済産業省が2023年8月31日付で公表した「企業買収における行動指針」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」（2021年6月11日改訂）の「原則1－5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっており、合理性を有するものであります。

イ 株主の皆様の意思の重視と情報開示

当社は、株主の皆様にご承認をいただくことを条件として買収防衛策を導入し、また、その継続について第73回定時株主総会、第76回定時株主総会、第79回定時株主総会、第82回定時株主総会及び第85回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき現在に至っております。さらに、本総会における株主の皆様のご承認を本プランの継続の条件としており、買収への対応方針の導入及び継続には株主の皆様が意思が反映されるものとなっております。

また、上記5「本プランの継続手続、有効期間、廃止及び変更」記載のとおり、本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっており、本プランは、その廃止においても、株主の皆様を尊重した形となっております。

さらに、これらに加えて、上記4(1)ウ「株主総会の開催」記載のとおり、当社取締役会は、実務上適切であると判断する場合又は独立委員会からの勧告があった場合には、株主総会を開催し、対抗措置の発動の是非についても、株主の皆様を意思を確認することとされており、株主の皆様が意思が反映されます。

また、株主の皆様は、本プランの廃止等の判断、大量買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かについての判断及び対抗措置の発動の是非を判断する株主総会における議決権行使等の際の意思形成を適切に行っていただくために、当社取締役会は、上記3(1)「大量買付者に対する情報提供の要請」記載のとおり、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報を株主の皆様へ当社取締役会が適当と認める時期及び方法により開示することとしております。

ウ 当社取締役会の恣意的判断を排除するための仕組み

① 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの継続にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するために、引き続き、独立委員会を設置しております。

当社に対して大量買付行為がなされた場合には、上記3(3)「独立委員会の勧告」記載のとおり、独立委員会が、大量買付行為に対する対抗措置の発動の是非等について審議・検討した上で当社取締役会に対して勧告し、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して決議を行うこととされており、取締役会の恣意的判断に基づく対抗措置の発動を可及的に排除することができます。仕組みが確保されています。

② 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記4「大量買付行為に対する対抗措置」記載のとおり、大量買付者が、本プランにおいて定められた大量買付ルールを遵守しない場合又は大量買付者が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合のみ発動することとされており、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

さらに、上記4(1)ウ「株主総会の開催」記載のとおり、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、対抗措置の発動の是非の決定は当社株

主総会の決議に委ねられ、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

エ デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記5「本プランの継続手続、有効期間、廃止及び変更」記載のとおり、本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期は1年となっており、期差任期制ではないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

7 株主及び投資家の皆様に与える影響等

(1) 本プランの継続が株主及び投資家の皆様に与える影響等

本プランは、継続時点において新株予約権の割当て等を行うものではありませんので、株主の皆様との権利関係に直接の影響はありません。

もっとも、本プランは、株主及び投資家の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要十分な時間及び情報の確保や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の評価、意見等を提供し、さらには、株主及び投資家の皆様が代替案の提案を受ける機会を保証することを目的としております。これにより、株主及び投資家の皆様は、必要十分な時間及び情報に基づいて、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、株主及び投資家の皆様の共同の利益の保護につながるものと考えております。したがって、本プランの継続は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであると考えております。

なお、上記4「大量買付行為に対する対抗措置」記載のとおり、大量買付者が大量買付ルールを遵守するか否かにより当該大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において当社取締役会の権限として認められている対抗措置を採ることがありますが、当社取締役会が具体的対抗措置を採ることを決定した場合には、法令及び取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

当社取締役会が対抗措置のうち新株予約権の無償割当てを行った場合、大量買付者については、保有する株式について希釈化が生じるなど、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。これに対し、対抗措置発動の対象となった大量買付者、その特定株式保有者等及びそれらと支配・共同協調関係にある者並びに大量買付者、その特定株式保有者等及びそれらと支配・

共同協調関係にある者から当社取締役会の承認を得ずに新株予約権を取得又は承継した者を除く株主の皆様については、当該対抗措置の仕組み上、保有する当社株式の希釈化等が生じることはなく、法的権利又は経済的側面において格別の損失が生じる事態になることは想定されておりません。

なお、当社は、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行い、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様が確定した後であっても、効力発生日の前日までの間に新株予約権の無償割当てを中止し、又は新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日前日までの間に無償にて当該新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 新株予約権の無償割当てを行う場合に株主の皆様に必要な手続

対抗措置として考えられるもののうち、参考資料6の概要に従って新株予約権の無償割当てを行った場合及び当社が新株予約権を取得する場合に、株主の皆様に関連する手続については、以下のとおりであります。

ア 新株予約権無償割当てを行う場合の手続

新株予約権の無償割当ての対象とされた株主の皆様は、当社取締役会において定めた効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、割当てに伴って特別な手続を行っていただく必要はありません。

ただし、新株予約権の無償割当ては、当社取締役会が定めた一定の基準日時点の株主名簿に記録された株主の皆様に対して行われるため、当該基準日までに株主として、株主名簿に記録されている必要がありますのでご注意ください。

イ 株主の皆様が新株予約権を行使する場合

新株予約権を行使する場合には、当社株式を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令等に基づき別途お知らせいたします。

ウ 当社が当社普通株式と引換えに新株予約権を取得する場合

当社が新株予約権を当社株式と引換えに取得する場合には、当社が取得に必要な所定の手続を行えば、当社が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当額の払込み等の新株予約権の行使に係る手続を経ることなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。ただし、当社が新株予約権を取得する際に、大量買付者に該当しないことを証する書面等の提出をお願いする場合があります。

以上

参考資料 1

2026年3月31日現在の当社大株主の株式保有状況

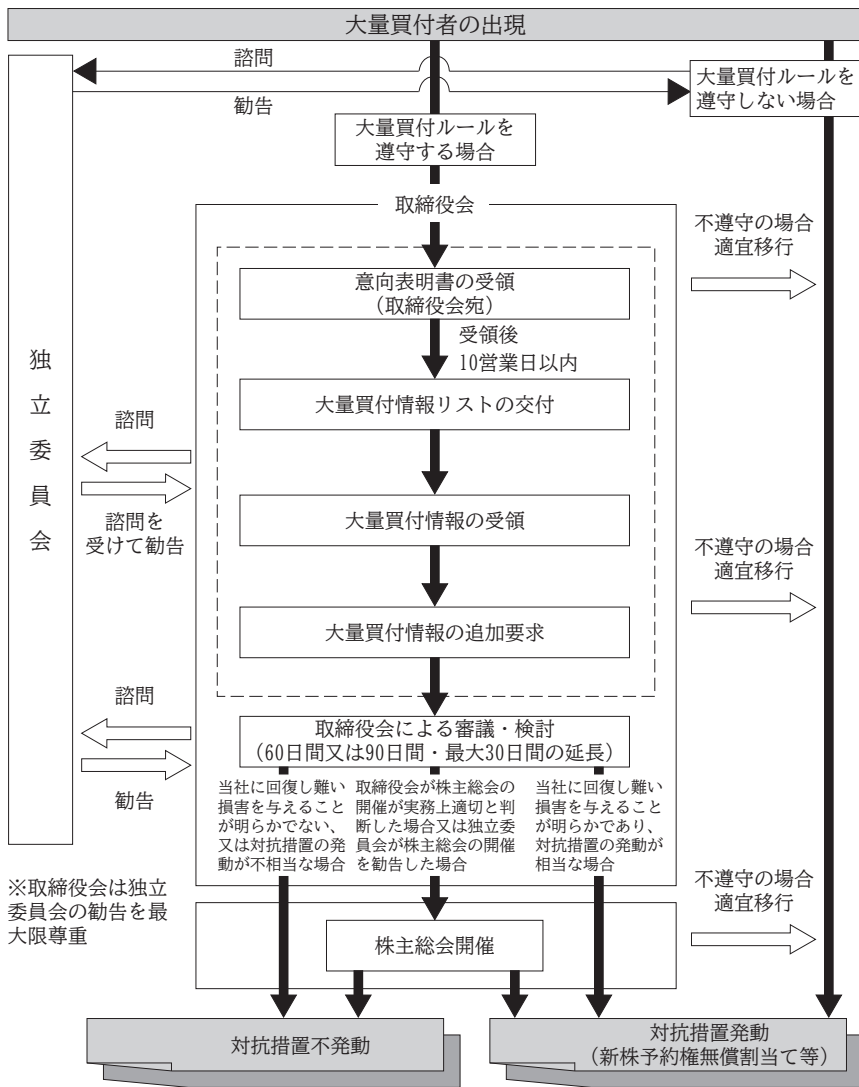
氏名又は名称	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
松本油脂製薬株式会社（自社株）	1,611	35.71
松本興産株式会社	681	15.11
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8221-623793	328	7.28
株式会社三菱UFJ銀行	135	3.00
木村 直樹	133	2.95
鰐洲 みよ子	123	2.74
有限会社木村	107	2.40
株式会社NK	100	2.22
木村 芳樹	93	2.07
アイエフシー株式会社	81	1.81

（注1）所有株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

（注2）発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

以 上

参考資料2
本プランの概要



上記フローチャートは、あくまで大量買付ルールの概要をわかりやすく説明するための参考として作成されたものであり、大量買付ルールの詳細内容についてはプレスリリース本文をご参照下さい。

以上

共同協調行為等認定基準

本基準は、本プランで定義される「大量買付者」の認定に際して、「支配・共同協調関係」が樹立されたか否かを判定するための基準として用いるものである。

認定は、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。）について、下記の各項目のうち、原則として、下記1.に加えて最低1つ以上の項目で関連性が認められることを条件として、下記の各項目の要素に加え、当社の特定の株主との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとする。

1. 当社の株式を取得している時期が、特定の当社の株主（その役員、その親会社及び子会社並び親会社及び子会社の役員を含む。）による当社の株式の取得又は重要提案行為等の買収に向けた行動が行われている期間と重なり合っているか
2. 取得した当社株式の数量が相当程度の数量に達しているか
3. 当社の株式の取得を開始した時期が、当該特定の株主による株式の取得の開始、当社に対する経営支配権の取得・重要提案行為をすることなどの意向の表明など、当該特定の株主による買収に向けた行動が開始された時期に近接し、又は対応方針に係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、当該特定の株主の行動に関連するイベントと近接しているか
4. 市場における当社株式の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして当社株式を取得しているなど、当該特定の株主による当社の株式取得の時期及び態様（例えば、信用買いなどを駆使しているかどうか）の特徴との間に共通性がみられるか
5. 当該特定の株主が株式を取得している（又は取得していた）他の上場会社の株式を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が買収者のそれと重なり合っているか
6. 上記5.の重なり合う期間において、当該他の会社（当該特定の株主とともにその者が株主となっていた他の上場会社）に対する株主権（共益権）の行使が当該特定の株主のそれに同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果などに照らして、その同調の程度はどの程度か
7. 上記6.記載の当該他の上場会社において、認定の対象者及び当該特定の株主（並びに認定の対象者以外の者で当該特定の株主と同調して議決権などの共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主）による議決権などの共益権の行使の結果、取締役その他の役員の選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の在任期間中に当該他の上場会社において企業価値又は株主価値のき損のおそれ（例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生又はそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特別注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続、大規模な希釈化を伴う株式又は新株予約権の発行）が生じているか。生じているとして企業価値又は株主価値のき損のおそれほどの程度か
8. 当該特定の株主との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係などが存在している又は存在していたことがあるか
9. 当該特定の株主との間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係（内縁関係など準じる関係を含む。以下同じ）、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在している又は存在していたこと、並びに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員である又はあったことがあるなどの人的関係

が存在するか

10. 当社に対する株主権（共益権）の行使が当該特定の株主のそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果などに照らして、その同調の程度はどの程度か（なお、この10.を唯一の根拠として「支配・共同協調関係」を認定してはならないものとする。）
11. 対象会社の事業や経営方針に関する言動などが当該特定の株主のそれと類似しているか。類似している言動などがある場合には、そのような言動などがされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か（なお、この11.を唯一の根拠として「支配・共同協調関係」を認定してはならないものとする。）
12. その代理人やアドバイザーが、当該特定の株主のそれと同じ事務所、法人、団体に属している若しくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同・連携して遂行したことがある、及び/又は親族関係その他の人的関係があるなど、当該特定の株主との間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか（直接的なものであると間接的なものであると問わない。）
13. その他、当該特定の株主との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか

以 上

独立委員会規則の概要

1. 独立委員会設置の目的
独立委員会は、本プランにおける取締役会の判断の客観性、公正さ及び合理性を担保するために設置される。
2. 独立委員会の構成
独立委員会の委員は3名以上とし、公正で合理的な判断を可能とするため、当社の業務執行を担う経営陣から独立している社外監査役及び社外有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含む。）の中から選任される。
3. 独立委員の任期
 - (1) 独立委員会の委員の任期は、選任の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会の終了の時までとし、再任を認めるものとする。
 - (2) 増員又は補欠として選任された独立委員会の委員の任期は、在任委員の任期の満了する時までとする。
4. 独立委員会の招集手続
独立委員会は、当社代表取締役の要請により、独立委員会の決議により選定される議長又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の決議方法
独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、全員の一致をもってこれを行う。
6. 独立委員会の権限事項
 - (1) 独立委員会は、当社取締役会からの諮問を受けて、以下の各号に記載される事項につき審議・検討を行い当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保・向上に反するか否かという観点から審議・検討を行う。
 - ① 共同協同行為等認定基準の改訂
 - ② 共同協同行為等認定基準に基づく支配・共同協関係の認定
 - ③ 本プランにおける対抗措置の発動の是非（株主総会の開催を求めるか否かを含む。）
 - ④ 本プランにおける対抗措置の中止又は撤回
 - ⑤ 大量買付者から提出された情報が必要かつ十分か否かの判断
 - ⑥ 対抗措置の発動の是非を検討するにあたり、必要となる追加情報の提供を請求する場合の追加情報の範囲
 - ⑦ 本検討期間の延長の可否
 - ⑧ 株主に不利益を与えない範囲の本プランの修正又は変更
 - ⑨ その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項
 - (2) 独立委員会は、審議・検討にあたり、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報が不十分であると判断した場合には、当社取締役会を通じて大量買付者に対して、追加情報の提供を求めることができる。
7. 独立委員会の出席者
独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員等を出席させ、独立委員会が必要な情報の提供を求めることができる。
8. 第三者の助言
独立委員会は、その職務の執行にあたり、当社の費用負担において、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含む。）の助言を受けることができる。

以上

参考資料5

独立委員会委員の氏名及び略歴

石川 俊彦氏（公認会計士・1951年9月6日生）
1977年4月 昭和監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人）入所
1981年3月 株式会社ビジネスブレイン昭和（現：株式会社ビジネスブレイン太田昭和）入社
1991年6月 同社取締役
2004年6月 同社専務取締役
2008年6月 同社取締役副社長
2009年4月 同社代表取締役社長
2020年6月 同社代表取締役会長
2021年6月 エン・ジャパン株式会社（現：エン株式会社）監査役
2022年6月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和取締役会長
2022年6月 エン・ジャパン株式会社（現：エン株式会社）取締役（現任）

石川俊彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

小原 正敏氏（弁護士・1951年4月25日生）
1979年4月 大阪弁護士会弁護士登録
1979年4月 吉川綜合法律事務所（現：きっかわ法律事務所）入所
1986年8月 ニューヨーク州司法試験合格、ニューヨーク州弁護士登録
1988年1月 きっかわ法律事務所パートナー（現任）
1999年4月 近畿弁護士会連合会理事
2004年4月 大阪弁護士会副会長
2017年4月 大阪弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長
2021年4月 サワイグループホールディングス株式会社取締役（現任）
2022年9月 澁谷工業株式会社監査役（現任）
2023年6月 アツギ株式会社取締役（現任）

小原正敏氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

奥村 萬壽雄氏（1947年11月8日生）
1971年7月 警察庁入庁
2004年1月 警視總監
2006年3月 財団法人全日本交通安全協会（現：一般財団法人全日本交通安全協会）理事長
2013年6月 丸一鋼管株式会社監査役（現任）
2013年6月 公益財団法人日本道路交通情報センター理事長
2023年5月 株式会社バロックジャパンリミテッド取締役（現任）

奥村萬壽雄氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

新株予約権の概要

1. 割当ての対象となる株主及び株主に割り当てる新株予約権の数
当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個以上で当社取締役会が定める割合に従って新株予約権を無償で割り当てる。
2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の行使により交付される当社普通株式の数は1株とする。また、当社が株式分割もしくは株式併合を行う場合又はその他の場合においては、所要の調整を行うものとする。
3. 新株予約権無償割当ての効力発生日
当社取締役会において別途定める。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式1株当たり金1円以上として当社取締役会において定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
6. 新株予約権の行使条件
大量買付者、その特定株式保有者等及びそれらと支配・共同協調関係にある者並びに大量買付者、その特定株式保有者等及びそれらと支配・共同協調関係にある者から当社取締役会の承認を得ずに新株予約権を取得又は承継した者は、新株予約権を行使できないものとする。その他の行使条件については、当社取締役会において定めるものとする。
7. 当社による新株予約権の取得
当社が、当社取締役会が定める日（以下「取得日」という。）をもって、取得日の前日までに未行使の新株予約権の全てを取得することができる旨の条項（以下「取得条項」という。）を定めるものとする。取得条項においては、6.の規定に従い定められた行使条件等により新株予約権を行使できない者（以下「非適格者」という。）以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨を定めるものとし、非適格者が所有する新株予約権については取得しないこととする場合、又は、非適格者が有する新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、取得にかかる新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使が原則として認められないとされているもの（以下「第2新株予約権」という。）を対価として交付することとする場合がある。また、一定の場合には、非適格者による第2新株予約権の行使が認められる旨の条件などを付すことがある。具体

的には、大量買付者が、既に開始している大量買付行為を中止・撤回（大量買付行為が公開買付けの方法により実施されている場合には、公開買付けの撤回の公告（金融商品取引法第27条の11第2項本文）がなされることを要する。）した上で、①大量買付行為を一定の期間実施しないこと、②一定の期間以内に株券等保有割合を一定の割合まで減少させること、③一定の期間、臨時株主総会招集請求権を行使しないことなどを誓約する旨の書面を差し入れ、当該誓約書を遵守する場合には、かかる大量買付者その他の非適格者は、その保有する第2新株予約権につき、一定の割合の範囲内に限り行使することができる旨を定めることなどがある。

8. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得
当社取締役会が、対抗措置の発動を中止又は撤回した場合その他当社取締役会が別途定める場合には、当社は、新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。
9. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間、その他必要な事項については、当社取締役会において別途定める。

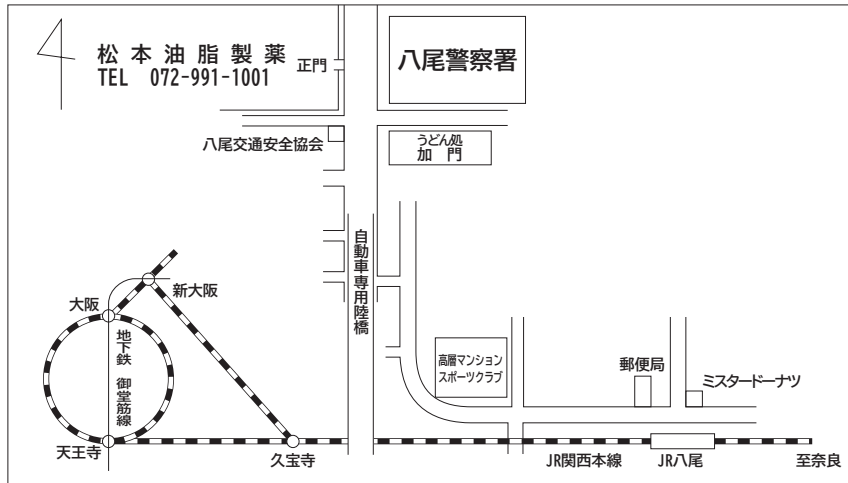
以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪府八尾市渋川町2丁目1番3号
本社 第二研究ビル2階会議室

交 通 J R 関西本線
「八尾」 駅下車（普通電車のみ停車）
徒歩約8分

株主総会にご出席の株主様への「お土産」及び「食事会」は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



（なお、駐車場の準備はいたしていませんので、あしからず
ご了承くださいますようお願い申し上げます。）